



宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 兼平 寛

今年度は、新たに策定された第14次労働災害防止計画の初年度になりますが、その中で熱中症の予防について下記のとおり目標が設定されています。

アウトプット指標：熱中症災害防止のために暑さ指数を活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標：増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

温暖化の影響もあり熱中症による労働災害は増加傾向にありますので、積極的な熱中症災害防止の取り組みをお願いします。

働く人の今すぐ使える **熱中症ガイド**



安全週間がはじまりました

第96回全国安全週間が令和5年7月1日～7日の期間ではじまりました。「人命尊重」という基本理念の下、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的としています。労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築けるよう、労使一体となった取り組みが求められていることから、今年度のスローガンにあるように、労使共に安全意識を高め、安全行動を行うことで災害発生0（ゼロ）を目指しましょう！

令和5年度のスローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

令和6年4月1日から各運転者の改善基準告示が改正されます！

タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示が改正されます！
自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

日勤の1か月の拘束時間 改正前(旧基準) 299時間 改正後 288時間	日勤の1日の休息期間 改正前(旧基準) 継続 8時間 改正後 継続 11時間 を基本とし、継続 9時間
--	--

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！
自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間 改正前(旧基準) 3,516時間 改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	1か月の拘束時間 改正前(旧基準) 原則: 293時間 最大: 320時間 改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	1日の休息期間 改正前(旧基準) 継続 8時間 改正後 継続 11時間 を基本とし、継続 9時間
--	---	---

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

バス運転者の改善基準告示が改正されます！
自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間 改正前(旧基準) 原則: 3,380時間 最大: 3,484時間 改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	1か月の拘束時間 改正前(旧基準) 原則: 281時間 最大: 309時間 改正後 原則: 281時間 最大: 294時間	1日の休息期間 改正前(旧基準) 継続 8時間 改正後 継続 11時間 を基本とし、継続 9時間
--	---	---

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

第14次労働災害防止計画に関して

・令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。

宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

- ①行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- ②製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- ③建設業における墜落転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- ④道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- ⑤林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

・労基署ニュースにおいても、上記5項目を順番に特集し、取り組みの促進を行う予定としていますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。

上記ガイドラインの実施事項を右の表にまとめました。各実施項目について取組(対策)ができていますかチェックしてみてください。

特に、道路貨物運送業における死傷災害の5割強が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図るようお願いいたします。



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン本文はコチラ

参考

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく実施事項	
安全管理体制の確立等	<ul style="list-style-type: none"> ○安全作業の担当者の指名 ○安全衛生方針の表明等 ○荷主等との安全衛生協議会組織の設置
荷役作業における労働災害防止措置(基本的な対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役作業の有無の事前確認 ○保護帽、安全靴の着用等 ○自社内の荷役作業場所の改善
墜落・転落による労働災害の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役作業を行う労働者の遵守事項の徹底 ○墜落防止施設・設備の使用 ○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用 ○自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置 ○フォークリフトの運転資格の確認 ○定期自主検査の実施
フォークリフトによる労働災害の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○作業計画の作成 ○作業指揮者の配置 ○労働者の遵守事項の徹底 ○制限速度、安全通路等の掲示 ○通路の死角部分へのミラー等を設置(自社内) ○フォークリフトの走行場所と歩行通路の区分(自社内) ○クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認 ○定期自主検査の実施
クレーン等による労働災害の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○クレーン等の定格荷重の範囲内での作業 ○移動式クレーンの運転者に対する設置場所の状況等の周知 ○水平な場所での移動式クレーンの設置(傾斜がある場合には可能な限り補正) ○移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板の敷設
コンベヤーによる労働災害の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○コンベヤーを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項の徹底 ○通行のためコンベヤーを跨ぐ必要がある場所に踏切横当を設置 ○駆動ローラとフレーム、またベルトとの間に覆いを設置 ○コンベヤーに逸走防止装置、非常停止装置を設置(自社内)
ロールボックスパレット等による労働災害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者の遵守事項の徹底 ○ロールボックスパレット等の進行方向の司会の確保 ○ロールボックスパレット等の移動経路の整理整頓 ○床・地面の凹凸や傾斜を可能な限り解消
転倒による労働災害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役作業を行う労働者の遵守事項の徹底 ○荷役作業場所等に合わせた耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用 ○荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等の解消 ○荷役作業場所の段差の解消、手すりの設置、床面の防滑化(自社内) ○台車等の使用
腰痛防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○職場における腰痛予防指針で示された対策の実施 ○荷役作業を行わせる事業者の実施事項の徹底 ○荷役作業を行う労働者の遵守事項の徹底 ○機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善
その他の労働災害の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役作業を行う労働者の遵守事項の徹底 ○パレットの破損状況の確認
荷役作業の安全衛生教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役作業従事者等に対する安全衛生教育 ○労働安全衛生法に基づく資格等の取得 ○作業指揮者等に対する教育 ○日常的教育(危険予知訓練等)
陸運事業者と荷主等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役作業の実施者について書面契約の締結の推進 ○荷役作業の有無の事前確認 ○荷主等との安全衛生協議会組織の設置